

2014年2月4日

## 消費者委員会委員との意見交換会資料

適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西  
(略称KC'sケ-ツ-ズ)

## I. 当団体の紹介

## 1. 設立・適格消費者団体に認定の経緯

消費者支援機構関西(以下KC's)は、消費者団体訴訟制度を活用し、消費者被害の予防・拡大防止や救済に取り組む団体として関西地域の7府県の消費者団体と消費者問題に取り組む専門家によって、2005年12月3日に設立されました。

消費者団体訴訟制度の施行日に申請し2007年8月23日、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました。

## 2. 消費者団体訴訟制度・適格消費者団体(2014年1月末現在、全国に11団体)

通常の消費者被害の裁判では実際に被害を受けた消費者と事業者が当事者になります。この制度では、総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、いわば消費者の代表として、消費者被害の拡大防止のため、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法等の消費者保護法令を事業者に遵守させるため、違法な契約条項や勧誘・表示等について差止(今後は使ってはいけないという)請求訴訟をすることを認めた制度です。現在、損害賠償は対象外です。2007年6月の制度施行以来全国で33(KC'sでは6件)の差止訴訟が提起されている。

## 3. 会員 団体正会員14団体、個人正会員100名(2013年12月末現在)

4. 機関会議等 代表者：理事長 榎 彰徳<sup>あきのり</sup>

- ①意思決定機関としての「理事会」(理事15名、月1回開催)
- ②情報分析機関としての「検討委員会」理事会のもとにある常設の機関で、「申入れ活動」をします。「団体訴訟制度」の活動の中心です。検討委員は9名。月に1~2回開催
- ③「検討グループ」4~10名。約12グループ、計100名くらいの専門家・消費者が活動事案ごとに「検討グループ」を編成し、そのメンバーに事案の検討をお願いしています。各地に「検討グループ」を広げていきたいと考えています。(大阪、滋賀…)
- ④事務局：常勤3名、非常勤2名。
- ⑤事務所：当初3年半は、大阪府消費生活センター内に設置、その後独立し現在に至る。
- ⑥予算規模：1448万円(2012年度実績)8割が会費。①~③の活動はボランティア。交通費は支給。

## II. 最近の関心事項及び要望

1. 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が12月11日に公布されました。この制度は、施行される前の事案への適用制限がある点で、不十分なものと言わざるを得ません。この点は、今後の検討課題として、この制度の運用実態を見ながら、適切な見直しがなされることを求めます。また、制度の施行は3年後となっていますが、新訴訟制度が実効的なものとなるよう、次のようなことを求めます。
  - ①特定適格消費者団体の被害回復関係業務が委縮することのないよう、消費者庁の政省令やガイドライン策定の動向について、消費者委員会は消費者目線で注視と必要な意見表明を適時適切にしていきたい。
  - ②新制度の運用に際し通知公告費用など特定適格消費者団体の負担が重くなっており、被害

消費者との連絡をスムーズに行えるシステムの構築を消費者庁に求めています。消費者委員会からも消費者庁に対し必要な意見表明をお願いしたい。

- ③消費者庁では景品表示法の違反事案に対する課徴金の新設が検討されているが、消費者被害の回復のためや、消費者利益の確保に活用されるべきであり、現時点では、不当に得られた利益を当該事業者に残させないため、当該被害者への分配に限定することなく、広く消費者被害救済に活用するための基金としていくべきである。
- 2.複雑な取引で高額な消費者被害が発生するおそれが高い商品先物取引について、「不招請勧誘規制を撤廃すれば、再び甚大かつ深刻な消費者被害が発生させることにつながる可能性がある。」としてKC'sは「商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対する意見書」を、2013年10月8日付で、金融庁、消費者庁、消費者委員会、経済産業省、農林水産省、消費者担当大臣に提出しました。(2014年1月7日金融庁パブリックコメントに意見提出)
- 3.光回線の強引でしつこい勧誘に関し改善要請を行い一定の改善を実現。他社でも問題があるため、電気通信事業法で特商法並の消費者保護を行うか特商法の適用除外を見直すよう2012年10月30日消費者委員会で要望。12月11日に、消費者委員会がKC'sの要望に応える形で「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」をまとめられました。その後、総務省の研究会で2013年9月に事業者の自主的な取り組みでは足りず制度的な対応の検討に着手すべきとされましたが、早期の対応を求めます。

以上

# 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立に関する声明

2013年12月5日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

2013年（平成25年）12月4日、第185回臨時国会において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が可決され、成立しました。

特定非営利活動法人消費者支援機構関西（以下「KC's」といいます）は、2006年に消費者団体訴訟制度が導入され、2007年から施行が始まった後、適格消費者団体としての認定を受け、事業者に対する申入れ活動や差止請求訴訟を行っています。

これらの活動によって、問題のある契約条項や勧誘方法等について、差止めを認容する判決を得るなど、一定の成果をあげてきました。

ただ、一方で、消費者の金銭的な被害回復をできないという現実と直面し、悲しい、悔しい思いをしている消費者の実効的な被害回復に限界があることも痛感してきたところであります。

そこで、KC'sは、集団的消費者被害回復のための新訴訟制度の創設に向け、近畿の消費者団体をはじめ、全国の消費者団体とも協力して、各種声明やパブリックコメントに対する意見の提出、議員要請活動を行うなど、積極的にこの問題に取り組んできました。

集団的消費者被害回復のための新訴訟制度は、消費者、消費者団体が長年成立を念願してきたものであり、KC'sは、新訴訟制度の成立を歓迎するとともに、新訴訟制度の成立に尽力された関係者、市民、国会議員の皆様へ、心より敬意を表し、深く感謝申し上げます。

ただ、新訴訟制度は、この法律が施行される前の事案への適用制限がある点で、不十分なものと言わざるを得ません。この点については、政府において、今後の検討課題として、新訴訟制度の運用実態を見ながら、適切な見直しをなされることを求めます。

また、新訴訟制度の施行は3年後となっていますが、新訴訟制度が実効的なものとなるよう、引続き次のような取組みがなされることを求めます。

### 1 財政面の保護

本法律では、簡易確定手続きにおける対象消費者への通知又は公告に要する費用の負担、仮差押の手続きにおける担保金の負担など、手続きを主体的に進める特定適格消費者団体の負担が極めて重くなっています。

他方、消費者団体の財政的基盤は、残念ながら、非常に脆弱であるのが現状であり、特定適格消費者団体への財政的な支援制度が是非とも必要です。政府においては、実効性のある措置を求めます。

### 2 特定適格消費者団体と消費者の連絡をスムーズに行えるようなシステムの構築

特に二段階目の手続きにおいて、消費者団体と消費者との間で、何度も意思確認をする必要があります。その場合、消費者と消費者団体が、互いに安心してスムーズに連絡を取れるようなシステム、仕組みが必要ですが、個々の消費者団体が、このようなシステム、仕組みを構築することは、多大な負担を強いられることとなります。

政府においては、実効性のあるシステム、仕組みを構築されることを求めます。

### 3 情報面での保護（P I O－N E T）

適格消費者団体の限りある人的、物的資源を有効に活用するため、同種事案の相談件数や相談件数の推移を臨機応変に知ることができる手段を適格消費者団体が持つことは極めて重要です。

適格消費者団体が個々に収集できる情報には限界があるところであり、特定適格消費者団体がみずからP I O－N E Tにキーワードを入力して検索できれば、非常に有用です。

特定適格消費者団体がP I O－N E Tを使えるよう求めます。

最後に、長年の悲願であった集団的消費者被害回復のための新訴訟制度が施行された暁には、K C’ sは、一刻も早く、悲しい、悔しい思いをしている消費者の被害を集団的かつ実効的に回復できるよう、新訴訟制度の担い手となり、積極的かつ有効に新訴訟制度を活用していく所存です。

以上

2013年10月8日

## 商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃 に反対する意見書

適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰徳

〒540-0033大阪府中央区石町  
一丁目1-1天満橋千代田ビル

Tel.06-6920-2911 FAX06-6945-0730

当団体は、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士及び司法書士らで構成され、内閣総理大臣により消費者契約法13条に基づく認定を2007年8月23日に受けた適格消費者団体です。当団体は、適格消費者団体として、関西地域の7府県を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当な契約条項の是正を求めて申し入れや差止訴訟を行い、消費者契約の適正化に寄与しています。

今般商品先物取引についての不招請勧誘禁止が緩和撤廃される方向にあることについて、適格消費者団体として次のとおり意見を提出します。

### 1 意見の趣旨

商品先物取引については、引き続き不招請勧誘規制を維持すべきであり、同規制の緩和撤廃に反対する。

### 2 意見の理由

不招請勧誘とは、「消費者からの要請がないにもかかわらず業者から一方的に行われる勧誘」のことであり、訪問販売、電話勧誘が代表的なものであるが、パソコンや携帯電話に送りつけられてくる広告メール、いわゆる迷惑メールや一方的に郵送されてくるダイレクトメールもこれに該当する。

商品先物取引については、消費者にとって複雑で理解が難しい取引であるために、勧誘事業者から消費者に不利益な取引を持ちかけられても、消費者が適切に判断して取引を行うことが容易ではない。他方で、取引金額が高額となる場合が多く、商品取引業者らによる勧誘行為によって消費者が不測の損害を被り、その被害が甚大なものとなるおそれがあるため、そのような不測の損害の発生を防止する必要性から、2011年1月、商品先物取引法、同法施行令及び同法施行規則により不招請勧誘の禁止規定が導入された。

今般、2012年の改正金融商品取引所法の施行にともなう、総合取引所構想の下、取引所において行われる商品先物取引について不招請勧誘規制の撤廃が検討されており、2012年の産業構造審議会商品先物取引分科会において、一部委員からも同規制の見直しの意見が出されたが決まらなかった。

しかしながら、過去に商品先物取引被害が発生した主な原因として、不招請勧誘により消費者が十分な判断ができないまま複雑な取引に巻き込まれたということが挙げられるのであり、不招請勧誘の禁止はこれらの被害防止のために適切かつ合理的な規制である。今般不招請勧誘規制の撤廃が行われることにより、深刻な被害が再び発生拡大する可能性が否定できない。

当団体においては、様々な消費者被害の発生拡大を予防すべく、これまで多くの消費者契約の条項や、契約締結に至る勧誘行為の問題点を検討してきた。その中で感じられるのは、消費者契約締結過程においては、消費者と事業者との間に情報の質、量並びに交渉力には大きな格差が存在しており、消費者は不利益な契約条項を押しつけられたり、不当な勧誘行為にさらされるということである。そして不招請勧誘の場合はこれらのおそれが増大する傾向が顕著であるといえる。

前記のとおり、複雑な取引で高額の消費者被害が発生するおそれが高い商品先物取引について、不招請勧誘規制を撤廃すれば、再び甚大かつ深刻な消費者被害を発生させることにつながる可能性がある。むしろ、本来の規制のあり方としては、金融商品の取引所取引についてもさらに不招請勧誘規制を設ける等、同規制を強化するべきであると考えられる。

そこで、消費者被害の発生拡大を予防する観点から、不招請勧誘の禁止の緩和撤廃につき反対意見を述べるものである。

以上